

(広報資料)

平成 16 年 5 月 14 日

保 健 福 祉 局
〔 担当 長寿社会部長寿福祉課 〕
2 2 2 - 3 4 0 6

京都市御池老人デイサービスセンター及び
京都市御池在宅介護支援センター（名称はいずれも仮称）の指定管理者募集について

京都市ではこの度，平成 18 年 4 月開所予定の「京都市御池老人デイサービスセンター」
及び「京都市御池在宅介護支援センター」（名称はいずれも仮称）の指定管理者を，下記の
とおり募集することとしましたので，お知らせします。

記

1 施設種別

老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2）
老人介護支援センター（老人福祉法第 20 条の 7 の 2）

2 施設の所在地

京都市中京区御池通富小路西入東八幡町 5 7 9 番地ほか
京都御池中学校・複合施設（整備中）内

3 スケジュール

要項及び事業計画書様式の配布	平成 16 年 5 月 14 日～
質疑の受付	平成 16 年 5 月 24 日～ 5 月 28 日
質疑の回答	平成 16 年 6 月 9 日
応募の受付開始	平成 16 年 6 月 10 日
応募の受付締切り	平成 16 年 6 月 18 日
書類選考，意見聴取等	平成 16 年 6 月 21 日～
指定候補者の選定	平成 16 年 7 月中旬
開設予定	平成 18 年 4 月 1 日

4 その他

平成 15 年 9 月に施行された改正地方自治法の施行を受け，京都市では，平成 16 年 3 月に「京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」を制定したところですが，今回の募集は，この条例に基づき，指定管理者となろうとする者を公募しようとするものです。

(別添)

京都市御池老人デイサービスセンター（仮称）及び京都市御池在宅介護支援センター（仮称）
指定管理者募集要項

京都市御池老人デイサービスセンター（仮称）及び

京都市御池在宅介護支援センター（仮称）指定管理者募集要項

平成18年4月に開設を予定している「京都御池中学校・複合施設」における老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターについて、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

1 応募の資格

応募資格は、次の各号に掲げる条件に該当する事業者とします。

- (1) 京都市内において老人福祉施設を概ね2年以上運営している社会福祉法人であり、かつ、介護保険法の事業者又は施設の指定を受けていること。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 法人又は代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 法人又は代表者が指定暴力団の構成員でないことその他契約相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 租税公課を滞納していないこと。

2 施設及び業務の概要

(1) 施設

- | | |
|--------------|--|
| ア 名称 | 京都市御池老人デイサービスセンター（仮称）及び京都市御池在宅介護支援センター（仮称） |
| イ 所在地 | 京都市中京区御池通富小路西入東八幡町579番地ほか |
| ウ 施設面積 | 延床面積約20,000㎡のうち、老人デイサービスセンター約500㎡及び老人介護支援センター約100㎡ |
| エ 構造 | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上7階（一部6階）地下1階のうち、地上1階部分の一部 |
| オ 種別及び主な施設内容 | |
| | （ア）老人デイサービスセンター 日常動作訓練室、厨房、食堂、浴室、相談室 |
| | （イ）老人介護支援センター 相談室、介護機器展示コーナー |
| カ その他 | |

対象施設は、中学校、乳幼児保育所、オフィススペース、拠点備蓄倉庫及び賑わい施設を併設する複合施設の一部として整備されるものです。

(2) 業 務

老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターとしての事業,老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターとしての事業及び介護保険法第7条第18項に規定する居宅介護支援事業に係る業務並びに対象施設の維持管理に係る業務を実施してください。

上記老人デイサービスセンターとしての事業及び居宅介護支援事業は,介護保険の保険給付として実施してください。

なお,介護保険による利用者だけでなく,老人福祉法第10条の4第1項第2号に掲げる措置が必要であると認められる方や,生活保護法第15条の2第1項に規定する介護扶助を受けている方,その他市が独自に行う事業の対象者に対しても,同様の事業を実施していただきます。

また,事業の運営に当たっては,関係法令及び京都市の「地域型在宅介護支援センター運営事業実施要綱」を遵守していただきます。

(3) 老人デイサービスセンター業務実施に係る標準的な条件

ア 開 所 日 毎週月曜日から土曜日までの6日間(国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日,同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。)

イ 開所時間 午前8時30分から午後5時30分までの9時間

ウ 定 員 数 老人デイサービスセンターの定員は約35人とします。

3 運営に係る基本的事項

(1) 基本条件

ア 職員及び職員数

「指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号),「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第38号)及び京都市の「地域型在宅介護支援センター運営事業実施要綱」の規定以上を配置してください。

イ 利用者の負担金

介護保険の自己負担分等とします。

ウ 24時間体制の確保

老人介護支援センターは,後方支援施設を定め,その後方支援施設との連携により,24時間体制を確保してください。

(2) 指定期間等

ア 指定期間

今回の指定期間は,平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間で予定しています。

イ 仮の協定書の締結

公募による審査を行い指定管理者の候補となる法人(以下「指定候補者」という。)を選定した後に,詳細について仮の協定書を取り交わすこととします。

ウ 実施設計への参画

施設の基本設計は既に確定しており,変更は認められません。基本設計以外の調整可能な範囲について,平成16年10月までの間,S P C業者(P F I法に基づく特定目的会社)と共に実施設計に参画し,老人福祉の場としてふさわしい施設になるよう,S P C業者と協議を行ってください。

エ 備品購入

この施設の開設に必要と認める初度備品については、本市が購入します。

なお、指定期間中に追加で必要となる備品の購入については、指定管理者の負担とします。

オ 指定管理者の収入

介護保険の保険給付として行う事業については、介護報酬及び利用者負担金の両方を、指定管理者の収入とします。

また、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターとしての事業については、京都市から支弁する委託料等を指定管理者の収入とします。

老人福祉法第10条の4第1項第2号に掲げる措置が必要であると認められる方や、生活保護法第15条の2第1項に規定する介護扶助を受けている方、その他市が独自に行う事業の対象者に対して行う事業については、別に定める基準に基づき支払う措置費等及び利用者負担金の両方を、指定管理者の収入とします。

カ その他

(ア) 地方自治法の規定により、指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、本市が行う指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(イ) 「京都御池中学校・複合施設」PFI事業の概要等につきましては、ホームページ(アドレス <http://www.edu.city.kyoto.jp/oike-fukugo/index.html>)を参考としてください。

4 選定の手順

平成16年5月14日(金)～

募集要項の発表
要項及び事業計画書様式の配布

5月24日(月)～
5月28日(金)

質疑の受付

6月9日(水)

質疑の回答

6月10日(木)

応募の受付開始

6月18日(金)

応募の受付締切

6月21日(月)～

書類選考, ヒアリング, 実地調査

学識経験者等の意見聴取

7月中旬

指定候補者の選定

ヒアリング及び実地調査は必要に応じて行います。

5 応募手続き

(1) 応募方法

下記により, 書類を提出してください。

ア 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

イ 提出期間

6月10日(木)から6月18日(金)まで
受付は9時から17時まで(土日祝日は除く)

書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえ、御来庁ください

ウ 提出場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

電話 075-222-3406(直)

(2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑者の資格は、本要項中「1 応募の資格」を満たす者とします。

イ 質疑の方法

質疑の方法	受付期間及び受付場所等
質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書を持参するか、電子メールで送信してください。	受付期間 5月24日(月)～5月28日(金) 9時から17時まで 受付場所等 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 電子メールアドレス choju3@city.kyoto.jp

ウ 回答

回答は、6月9日(水)までに質疑回答書を質疑者全員に電子メールで送信します。(着信確認の返信をすること。)質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合は、質疑者全員に別途連絡します。

なお、質疑回答書は、上記受付場所において配布等を行います。

(3) 応募書類の提出

提出する書類については、別紙提出書類一覧を参照してください。

なお、提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

また、応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(5) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(6) ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施します。

(7) 応募者が運営する老人デイサービスセンター及び老人介護支援センター等の実地調査

本市が必要と認める場合は、応募者が運営する老人デイサービスセンター及び老人介護支援センター等の実地調査を行います。

(8) 著作権の帰属等

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は指定候補者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(9) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(1 0) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

6 指定候補者の選定等

(1) 指定候補者の選定方法

学識経験者等の意見を聴取した上、市長が選定します。主な審査項目は別紙のとおりです。
なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(2) 審査結果

指定候補者の選定は、7月中旬の予定です。審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

(3) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、応募の概況（経過、応募者名等）、審査内容の概要については公表します。

(4) 市会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、京都市会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市会の議決を経るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合及び否決した場合においても、指定候補者が京都市御池老人デイサービスセンター（仮称）及び京都市御池在宅介護支援センター（仮称）運営事業に関して支出した費用、提供したノウハウへの対価等については、一切補償しませんので御了承ください。

7 基本的事項の遵守

指定候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定候補者に指定しないことがあります。

8 問い合わせ先

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075-222-3406 FAX 075-222-3189

電子メールアドレス choju3@city.kyoto.jp

提出書類一覧

・事業者の概要・財務状況等

書類	提出書類	主な記載事項	部数
- 1	申込書	(1)応募書類の提出について[様式 -1-(1)]	1
		(2)事業者の連絡先[様式 -1-(2)]	2
- 2	事業者の概要	(1)法人の沿革[様式任意] * 既存のもので可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入されたもの	2
		(2)理事長の履歴[様式任意]	2
		(3)役員名簿[様式任意] * 既存のもので可。ただし、他法人の理事を兼ねている場合は、法人名と役職を記載する	2
		(4)法人の概要[様式任意] * 既存のもので可。	2
		(5)法人運営に関する資料[様式任意] * 経営理念・方針とその実現、経営の効率性や透明性の確保、管理・チェック体制などがわかる資料を添付する	2
		(6)監査指摘等の状況[様式任意] * 過去 3 年間の法人監査指摘状況及び改善状況をすべて記載する	2
- 3	定款	最新のもの[様式任意]	2
- 4	法人登記簿謄本	現在事項全部証明書 応募申込み日前3ヶ月以内に発行されたもの	1
- 5	印鑑証明書	応募申込み日前3ヶ月以内に発行されたもの	1
- 6	決算書等	(1)最近3年間の決算書類[様式任意] * 法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表 * 現在経営(運営受託施設を含む)施設の決算書類も含む	2
		(2)最近3年間の補助金、公的機関からの融資、寄附金等の状況[様式任意]	2
- 7	納税証明書等	平成16年4月1日以降に発行された直近2年分の原本 ア 国税(法人税及び消費税) 未納のないことの証明書 イ 市税(本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税)	1

・現在実施している保健福祉事業の状況等（運営を受託している事業を含む）

書類	提出書類	主な記載事項	部数
- 1	現在運営している施設の実績	今回募集する施設(老人デイサービスセンター及び老人介護支援センター)の実績について記載する[様式任意] * 施設の特徴等を含む運営実績,パンフレット等があれば添付する	2
- 2	第三者評価結果	福祉サービスの第三者評価を受けている場合はその写し [様式任意]	2
- 3	介護保険事業及び高齢者保健福祉事業等の実績	今回募集する施設以外の介護保険事業及び高齢者に係る保健福祉事業等の実績について記載する[様式任意] * 事業の特徴等を含む運営実績,パンフレット等があれば添付する	2

・事業運営に関する計画

書類	提出書類	主な記載事項	部数
- 1	施設運営の理念	施設運営の理念[様式任意] (1)運営方針等 * 今回募集する施設において,どのようなサービスを提供するかを施設別に具体的に記載 (2)地域住民との交流について * 地域住民との交流等について	4
- 2	職員配置	(1) 職員配置の考え方[様式任意] * 職種別の職員数,経験年数,資格,兼務等の職員配置の考え方を施設別に記載すること。 ----- (2)上記の考えを,[参考様式 -2-(2)]を参考としてまとめること	4 4
- 3	人材確保・育成	[様式任意] (1)人材確保・採用計画の考え方 (2)人材育成・研修体制の考え方 (3)その他	4
- 4	職員の労働条件	(1)就業規則(案)(給与規定含) ----- (2)雇用契約書(案)(非常勤職員)	4 4
5	サービスの質の確保・向上に関する考え方	サービスの質の確保と向上[様式任意] * 適切なサービスの検討・評価・反映の方法及び標準化の方策,利用者の意見の徴収と反映,外部評価とその反映方法,事業者の自己情報の開示など	4

- 6	サービス提供内容について	[様式任意] (1)老人デイサービスセンター * 食事, 入浴, 機能訓練, レクリエーション, 送迎等について, サービス提供の内容等について考えを記載する (2)老人介護支援センター * 24時間体制での相談対応, 地域の保健・医療・福祉の関係機関との連携, 介護機器の展示等について記載する	4
- 7	危機・安全管理に関する考え方	[様式任意] 事故防止, 感染症予防, 食中毒予防や災害への対応・備え等, 危機・安全管理に関する考え方を記載	4
- 8	運営規定の案	[様式任意] 老人デイサービス(通所介護事業)及び居宅介護支援事業に係る, 介護保険指定事業者として指定を受ける際に京都府へ提出する予定のもの	4
- 9	その他の取組み	その他, 特に計画していること[様式任意] * 特に提案したいことを具体的に記載すること * 品質マネジメントシステム(ISO9001), 環境マネジメントシステム(ISO14001)の取得など	

・ 経営管理に関する計画

書類	提出書類	主な記載事項	部数
- 1	中長期的な経営方針	施設運営において, サービスの質の確保と経営の効率性のバランスをどのように図って行くかという観点から計画を策定 [様式任意]	4
- 2	事業収支計画表	今後3年の収支見込[様式任意]	4

・ 開設までのスケジュール等

書類	提出書類	主な記載事項	部数
- 1	開設スケジュール	建物竣工後のスケジュール[様式任意]	4
- 2	開設までに要する経費	開設までに要する人件費等の内訳[様式任意]	4

京都市御池老人デイサービスセンター(仮称)及び
京都市御池在宅介護支援センター(仮称) 審査項目

今回応募者から提出された書類については、下記の項目に基づき審査を行います。

- 1 現時点における「運営実績」について
 - (1) 法人の運営実績について
 - ア 基本理念について
 - イ (既存施設の)情報開示等について
 - (2) 財政基盤について

財政基盤の安定性・健全性について
 - (3) 高齢者保健福祉事業の実績について
 - ア 施設経営のノウハウの蓄積(事業展開)について
 - イ 老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターの運営実績について
 - ウ 上記以外の高齢者保健福祉事業に関する実績について

- 2 今回募集する施設に関する「事業計画」について
 - (1) 施設運営の理念について
 - ア 運営方針等について(具体性・積極性)
 - イ 地域との交流について
 - (2) サービス提供体制について
 - ア 職員配置及び勤務条件について
 - イ 職員の育成について
 - (3) サービスの質の確保について
 - ア 利用者との対等な関係について(説明責任について)
 - イ 利用者の意見反映について
 - (4) サービス提供内容について

老人デイサービスセンター	老人介護支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・食事について ・入浴について ・機能訓練及びレクリエーションについて ・送迎について 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び周辺団体との連携について ・24時間体制の確保について

- (5) 危機・安全管理について
 - ア 事故の防止に向けた取組み・発生時の対応,並びに感染症及び食中毒予防対策等について
 - イ 防災対策及び緊急時の対応について
- (6) 経営管理に関する計画について

資金計画及び収支計画について(妥当性・健全性)
- (7) 開設までのスケジュールについて

竣工後のスケジュールについて